

一般社団法人 グリーンビルディングジャパン 会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人 グリーンビルディングジャパン（以下、「当法人」とします。）の定款に定められた会員について定めたものである。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用される。

第2章 会員資格

(会員)

第3条 当法人の会員は次の6種とし、当法人の目的に賛同し、本規約を承諾したものを条件とする。

- (1) 法人会員：当法人の目的に賛同して入会し事業活動に参加する法人
- (2) 個人正会員：当法人の目的に賛同して入会し事業活動に参加する個人（一般社団法人上の社員）
- (3) 個人一般会員：当法人の目的に賛同して入会し事業活動に参加する個人（一般社団法人上の社員ではない）
- (4) 学生会員：当法人の目的に賛同して入会し事業活動に参加する学生
- (5) WEB 会員：当法人の目的に賛同して入会し事業活動に参加する個人
- (6) メルマガ会員：当法人の目的に賛同して当法人からの情報を受け取することを了解する個人

2 法人ではない団体は、当法人の理事会で承認を得たものに限って第1項の法人と看做す。

3 学生は学校法人法に基づいた大学生、大学院生、または高等専門学校生とする。

(入会申込)

第4条 当団体に入会しようとする個人及び法人等（以下申込者という）は、所定の入会申込手続きをとるものとする。

2 会員資格は本規約第6条並びに第7条に定める会費の支払い完了をもって有効となるものとする。

(入会審査)

第5条 当法人理事会は申込者が当団体を真に支援するものであるか否かを入会時また入会後も審査することができる。

(会費と会費の支払い)

第6条 会費は、年会費及び入会金とする。なお、金額については、本規約末尾の付表に示すものとする。

2 年会費の対象期間は、継続している会員は、当法人の事業年度の1月1日から同年12月末日までとする。

3 当法人の事業年度の途中で入会した場合の年会費は、その事業年度に限り以下の通りとする。

法人会員、個人正会員および個人一般会員

- a. 1月1日から同年3月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の全額とする。
- b. 4月1日から同年6月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の4分の3とする。
- c. 7月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の2分の1とする。
- d. 10月1日から同年12月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の4分の1とする。

学生会員およびWEB 会員

- e. 1月1日から同年6月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の全額とする。
- f. 7月1日から同年12月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の2分の1とする。

4 入会時の年会費の支払いは、所定の入会申請を提出した日から10日以内に当法人の指定銀行口座に振り込まなければならない。ただし法人会員は除く。

5 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しないものとする。

6 入会金は、理事会で別途時期を定めるまで免除とする。

7 入会の意思が明快な場合は理事会の承認がある場合入会前に会員特典を利用可能とする。

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格の有効期間は、前第6条により支払った年会費の対象期間とする。

2 会員が、会員資格有効期間を1ヶ年間延長する場合は、1月末日までに年会費を支払うこととし、以後も同様とする。

(変更の届出)

第8条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。

2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(退会)

第9条 会員は、当法人が指定する退会申請を提出し受理された場合、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第3章 会員の特典と義務

(会員の特典)

第10条 第3条に定める法人会員、個人正会員、個人一般会員、学生会員、WEB会員は、次にあげる事項について、特典を得ることができる。

2 会員が得る特典は、本規約末尾の付表に示すものとする。

(会員の義務)

第11条 会員は次の義務を負う。

- (1) 本法人の定款並びにその他規則及び議決に従う。
- (2) 本法人の会費等を納入する。
- (3) 会員の登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更手続を行う。

(会員情報の取り扱い)

第12条 会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 第5条に定める入会審査
- (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
- (4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合

2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
- (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
- (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

(禁止事項)

第13条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
- (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開する予定のない情報を言う。
- (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人あるいは当法人の会員へ著しく不利益をおよぼす行為に利用すること
- (4) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある

行為

2 前項の規定は、会員が退会あるいは会員資格を喪失、取り消された後も3年間は効力を有するものとする。

(損害賠償)

第14条 会員は、前第12条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならない。

(免責)

第15条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負えない。

- (1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
- (2) 当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- (3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第5章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第16条 当法人は、社員総会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

【付表1】 個人正会員、個人一般会員、学生会員、WEB会員、メルマガ会員の年会費一覧表

会費種別	個人正会員	個人一般会員	学生会員	WEB会員	メルマガ会員
入会金	0円	0円	0円	0円	0円
年会費	20,000円	10,000円	3,000円	3,000円	0円

* 入会金は第6条6項により免除中

【付表2】 正会員、学生会員、WEB会員、メルマガ会員の特典一覧表

会費種別	個人正会員	個人一般会員	学生会員	WEB会員	メルマガ会員
会員総会への参加	○	△	-	-	-
会員総会での議決権	○	-	-	-	-
委員会へ理事会の承認を経て参加	○	△	△	-	-
セミナー、イベントなどへ無料もしくは会員価格で参加	○	○	○	-	-
GBJホームページ会員専用ページの閲覧	○	○	○	○	-
メルマガの配信	○	○	○	○	○

△：オブザーバー参加が可能

【付表3】 法人会員の年会費一覧表

会費種別	グリーン会員	シルバー会員	ゴールド会員	プラチナ会員
入会金	0円	0円	0円	0円
年会費	100,000円	250,000円	500,000円	1,000,000円

* 年度途中での入会の際の年会費は、第6条3項を参照

【付表4】 法人会員の特典一覧表

会費種別	グリーン会員	シルバー会員	ゴールド会員	プラチナ会員
GBJ ホームトップページに法人会員のロゴ表示	レイアウト・サイズについては GBJ が会員種別毎の会員数に基づき決定			
付与されるトークンポイント	100	250	500	1,000
会員専用コンテンツへのアクセス権に必要なトークンポイント（必須）	法人企業内無制限利用料として 50points（必須）			
セミナー、イベントへの参加などの特典に使えるトークンポイント	50	200	450	950
イベントの告知や求人等を GBJ ホームページやメルマガに掲載	ニュース欄掲載が 10 ポイント メールマガジン掲載が 1 回 30 ポイント			
GBJ 法人会員紹介ページからリンクする法人企業の情報発信ページの提供	法人会員企業であればフリーポイントで掲載可能 但し、フォーマットのカスタマイズ等希望の場合相談による			
マテリアルライブラリー掲載	掲載可能（開発中、利用するためのポイントは未定）			
セミナー、イベントへの参加	セミナーの種類によって 3 points から 10 points			
出張セミナー・講演・パネルディスカッション	-	出張セミナー：内容・時間によりポイント利用にて可能。要相談。 講演・パネルディスカッション：シルバー会員以上は 1 時間以内 50 ポイントでトークン利用可		
イベント・セミナーへの協賛	法人会員企業が LEED 製品展示会・セミナーイベント等を開催する場合に、当該製品やセミナーの主旨に対し GBJ が協賛する。			
法人会員代表者を正会員と同じ立場で会員総会や委員会へ参加	法人会員が 1 名を選出して参加可能（トークンポイントの追加負担なし） 別の人が追加参加する場合、理事会の承認を経てかつ 20 points を使って参加可能			

変更記録：

20140402: 「個人会員」を定款に合わせて「正会員」に変更

20160420: 「WEB 会員」「メルマガ会員」を追加

付表 2「GBJ ホームページ会員専用ページの閲覧」「メルマガの配信」項目を追加

付表 4「GBJ ホームトップページもしくは GBJ Forum ページに法人会員のロゴ表示」を「GBJ ホームトップページに法人会員のロゴ表示」に変更。ロゴ表示サイズ「標準サイズ」「標準サイズ 1/2」等から「レイアウト・サイズについては GBJ が会員種別毎の会員数に基づき決定」に変更

20170213: 「当法人の事業年度の途中で入会した場合の年会費」を変更

付表 3 「ライブラリー会員」を削除。「当法人の事業年度の途中で入会した場合の年会費」を追加

付表 4 「ライブラリー会員」を削除。「会員専用コンテンツへのアクセス権」「イベントの告知や求人」を GBJ ホームページやメルマガに掲載「GBJ 法人会員紹介ページからリンクする法人企業の情報発信ページの提供」「出張セミナー・講演・パネルディスカッション」「イベント・セミナーへの協賛」を追加

20180624: 2018 年会員総会での承認事項に基づいて変更

- ・ 正会員の年会費変更
- ・ 一般会員の 신설（一般社団法人上の社員ではないので会員総会で決議権はないが、旧正会員と同等の特典が利用可能）
- ・ 法人会員が正会員と同様の権利で会員総会などに参加するために 12 ポイントが必要としていた項目を削除
 - 法人会員は正会員と同様の権利で会員総会、運営委員会などに参加するためにトークンポイントの負担は無し
 - 別の人が追加参加する場合、理事会の承認を経てかつ 20 points を使って参加可能という規定を追加

20180711: 理事各位からのフィードバックで修正

- ・ 入会金額を付表 1 でも 0 円と表示
- ・ 正会員を個人正会員に、また一般会員を個人一般会員に変更
- ・ 個人一般会員が会員総会へオブザーバー参加する場合に、理事会の了承を必要とする但し書きを削除